

新町まちづくり計画策定の基本的な考え方について

1．合併特例法等による基本的な考え方

合併特例法では、「市町村建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性や速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならない。」と規定されています。

この計画には、合併市町村の建設の基本方針 合併市町村の根幹となるべき事業に関する事項 合併市町村の公共的施設の統合整備に関する事項 合併市町村の財政計画 の4項目について、政令で定めるところにより作成することとされています。

新町建設計画は、合併協議会が作成するものであり、合併特例法に基づくさまざまな財政措置を合併市町村が受けるためには、この計画の作成が前提となっています。

* 市町村建設計画は、特例法に規定されている名称であり、「建設」とは「まちづくり」の意味であるので、ソフト・ハード両面の振興整備を含む幅広い概念であることに留意し、本協議会では「新町まちづくり計画」と呼称します。

2．新町まちづくり計画と合併関係町の総合計画との整合

新町まちづくり計画においては、合併関係2町の総合計画の理念の実現のため、地域の持続的発展を自ら考え、自ら責任をもって実行する地方分権と住民自治を確立し、少子高齢社会における住民生活の向上と地域の総合力を高めることを目的としています。

現在作成されている各町の総合計画は、地方自治法の規定に基づき策定されており、各町が将来を見通した長期にわたる振興施策を確立するとともに、個性と魅力にあふれた「まちづくり」を進めるための基本となり、計画的な行政運営の指針となっています。

新町まちづくり計画は、合併関係2町の総合計画の理念に基づき基本方針を作成し、具体的施策については、2町の実施計画等をもとに施策の整合を図るとともに、合併することで必要になる施策や一体的に継続して実施する施策について調整を図るものとしています。

3．新町まちづくり計画における財政計画との整合

新町まちづくり計画における財政計画については、新町まちづくり計画に定められた施策を計画的に実施していくために、施策の優先順位と今後の財政見通しを明らかにするとともに、長期的展望に立って限られた財源の効率的な運用を図るなど、適切な財政運営を確立する必要があるため作成されるものです。

新町の財政計画については、計画期間をまちづくり計画と同様10か年度とし、年次別の重点的、効率的配分など、計画的な財政運営を図る指針として作成するものです。

長期的な財政運営を考慮し、歳入においては地方交付税、国・県補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないように留意するものとします。

4. 新町まちづくり計画の期間と策定の手順

(1) 計画期間

新町まちづくり計画の計画期間は、合併特例法による財政措置期間と同様、合併後 10 か年度とします。

(2) 計画策定手順

新町まちづくり計画において、合併関係町の総合計画等との整合性を図るとともに合併と新しいまちづくりについて広報、公聴活動など住民意識の把握、反映に努め、新町の将来像実現のための具体的施策を策定します。

計画策定の手順は別紙 1 の策定体系図によるものとします。

新町まちづくり計画のうち、構想部分(将来像等)は計画全体の骨格となるものであり、施策・事業等はその基本方針をもとに作成されるべきものです。

合併協議会では、住民アンケート結果(5町合併協議会において実施した住民アンケート結果の2町分を再集計して有効活用する)を反映しながら、合併後の新町まちづくり計画のうち、主に構想部分について協議します。(施策及び事業については、財政計画との調整及び県との協議が必要です。)

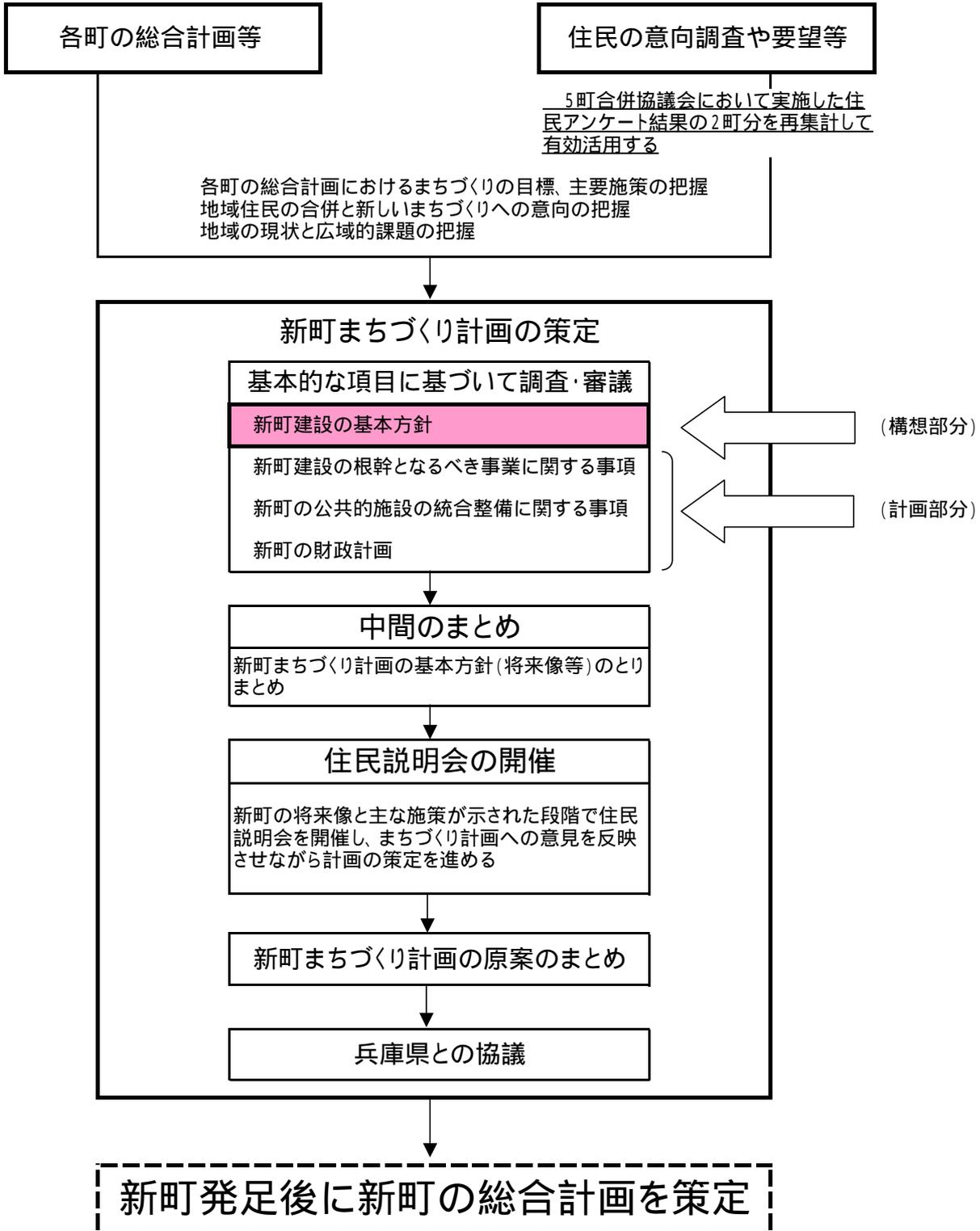
合併協議会の方針に沿って、事務事業の一元化及び公共料金等の調整を反映しながら、主要事業の検討 公共的施設の適正配置と整備 財政計画について浜坂町・温泉町と事務局で調査・検討の上、構想部分とこれらを合わせて新町まちづくり計画案としてとりまとめ、合併協議会で協議します。

(3) 全体スケジュール

別紙 2 のスケジュールによるものとします。

新町まちづくり計画の策定体系図

(別紙1)



合併後の町が総合計画を策定するに当たっては、新町まちづくり計画を尊重し、その趣旨・内容等を活かした形で審議することが適当とされています

新町まちづくり計画策定の調査・審議する事務とスケジュール

(別紙2)

1. 調査・審議事項と作業予定期間

調査・審議事項	平成15年度					平成16年度					
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	素案作成						調整		まとめ		
	(県との事前協議及び随時協議)							(県協議)			
1. 住民意識調査 (2町分電算集計及び分析)	→										
2. 新町まちづくり計画の策定											
. 計画策定の基本的な考え方 (計画策定の趣旨とスケジュール)											
. 合併関係町の状況 (地理的状況や人口等の状況)	→										
. 主要指標の見通し (総人口、世帯数等の推計)											
. 新町の将来像 (新町のまちづくりの方向性や具体的な目標)											
. 新町建設の基本方針 (将来像を実現するための方針)											
. 新町の施策 (施策の体系と主要な施策)											
. 新町における県事業の推進 (道路、河川、産業基盤等の整備など)	→										
. 公共的施設の適正配置と整備 (公共的施設の効率的な配置と整備、運営)											
. 財政計画 (平成17年度から10年間の普通会計の運営)											

* 特例法の改正等の動向や計画策定の進捗状況により、本スケジュールを変更する場合は調整するものとする。

(参考1) 合併関係2町の町勢振興計画の項目一覧

町名	浜坂町	温泉町
人口(平成12年国調)	11,222人	7,379人
基本構想策定年月日	H11.12.21	H11.3.10
基本構想の期間	H12～21年度	H11～20年度
基本計画の期間	H12～16年度	H11～20年度
実施計画の期間	3ヵ年計画(毎年見直し)	
町の特徴		
1 町の特徴	健康・医療・福祉・教育・文化 機能の拠点 歴史文化港町、海浜、温泉の 観光リゾート地 日本一の漁獲量(松葉ガニ、ハタ ハタ、ホタルイカ)を誇る漁業のまち	豊かな温泉源と温泉文化 自然度の高い山川と調和する 農村環境 粘り強い気質と素朴で温かい人情 特徴ある伝統技術 文化が融合する地理的特性
町の将来像		
2 まちの将来像 (キャッチフレーズ)	日本海文化を育む、健康と自然 浴の都市(まち) 浜坂	自然の恵みと温もりのあふれる 里 温泉町
主要指標の見通し		
1 定住人口	12,000人(H21)	7,100人(H20)
施策の大綱		
	自律・創造・協働によるまちづくり 保健・医療・福祉の総合化に よる1人ひとりの健康づくり 心身の健康をめざした生涯学習 の推進 人間味あふれる生活環境づくり 自然環境に抱かれたまちの基盤 整備 自然を生かした地域産業の振興 ・交流の振興	町民参画・広域連携による 行財政の確立 次世代の担い手づくりと地域 文化の振興 いきいきと自立した充実生活 の創出 交流・連携を軸とした産業の 活性化 個性を活かした美しいうおい のある郷土づくり 知恵の結集と情報発信による まちおこし
主要プロジェクト		
	(主要アクション)	(重点プロジェクト)
* 主要プロジェクトには	少子化対策	新庁舎整備
14年度現在完了済みの	(結婚、定住、男女共同参画、就労 機会等の確保、雇用環境整備、子育 て支援サービスの充実)	情報文化センターの整備 (図書館、郷土資料館等の整備)
事業も含まれています	自律型地域ビジネス・新産業 おこしの展開 (海を生かした漁業、既存産業の関連 による産業化、高齢者の働く場づくり)	生涯学習のむら第2期整備 学校教育環境の整備 (中学校の統合整備)
	多自然居住地域のモデル日本 海都市の創造 (公立病院、温泉の各戸配湯、図書館 等の都市機能の充実)	保健・福祉の総合センター整備 地域安心拠点の整備 (公民館の整備) 障害者の生活拠点施設の整備 温泉研究所 上山高原開発

	健康と人づくりの都市の具体化	中心市街地の活性化
	(現代浜坂型自然浴湯治の推進、 海洋深層水都市構想の推進)	高度情報通信システムの整備 (CATV整備)
	“日本海に臨む但馬健康づくり 拠点”の展開	公営住宅、分譲宅地の供給 (若者住宅の建設)
	(温泉、海、病院を生かした健康づくり の都市の推進、七釜公衆浴場整備)	生活排水処理施設の整備
	「港の見える丘公園」づくり	
	(浜坂漁港と漁業の活性化、セラピー ・観光拠点)	
	中心市街地の活性化	
	(味原小径ゾーンの充実、既存商工業 の連携強化)	
	中心市街地南部地域の活用	
	(地域高規格機能・サービスエリアの 誘致、教育、研究機能の整備)	
	既存施設のワイズユース(有効 活用)作戦	
	(施設間のネットワーク強化)	

(参考2) 市町村建設計画と基本構想について

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない(地方自治法第2条第4項)。ここにいう基本構想やこれに基づく総合計画等については、当該地域の発展のために立てられる各種の具体的な計画のすべての基本となるべきものでなければならぬため、合併後の市町村は、この基本構想の策定に着手することになる。

一方、市町村建設計画は、合併関係市町村のそれぞれの基本構想を踏まえつつ、合併協議会が作成、変更するものであり、市町村の合併に際し、合併関係市町村の住民や議会に対して合併市町村の将来に対するビジョンを与え、合併の適否の判断材料となるものであって、いわば合併市町村のマスタープラン*としての役割を果たすものである。

したがって、合併後の市町村が基本構想を策定するに当たっては、旧市町村が合併をするための判断材料であった市町村建設計画を尊重し、その趣旨・内容等を活かした形で審議することが適当である。

* マスタープラン・・・全体の基本となる計画または設計。

(三省堂提供「大辞林 第二版」より)

(参考資料:「合併協議会の運営の手引き 市町村合併法定協議会運営マニュアル」)

(参考3) 市町村の合併の特例に関する法律(合併特例法)

(市町村建設計画及び地方債の特例関係)

(市町村建設計画の作成及び変更)

第5条 市町村建設計画は、おおむね次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、作成するものとする。

- 一 合併市町村の建設の基本方針
- 二 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項
- 三 公共的施設の統合整備に関する事項
- 四 合併市町村の財政計画

2 市町村建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならない。

3 合併協議会は、市町村建設計画を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、合併関係市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。

4 合併協議会は、前項の規定により市町村建設計画を作成し、又は変更したときは、直ちに、これを公表するとともに、総務大臣及び合併関係市町村を包括する都道府県の知事に送付しなければならない。

5 総務大臣は、前項の規定により市町村建設計画の送付があつた場合においては、直ちに、これを国の関係行政機関の長に送付しなければならない。

6 第4条第18項又は前条第27項の規定により合併協議会が置かれた場合には、当該合併協議会は、その設置の日から6月以内に、市町村建設計画の作成その他市町村の合併に関する協議の状況を、第4条第1項又は前条第1項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

7 合併市町村は、その議会の議決を経て市町村建設計画を変更することができる。

8 前項の場合においては、合併市町村の長は、あらかじめ、当該合併市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。

9 第7項の規定により市町村建設計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村に第5条の4第1項に規定する地域審議会が置かれている場合においては、

あらかじめ、当該地域審議会の意見を聴かなければならない。

10 第4項及び第5項の規定は、第7項の規定により合併市町村が市町村建設計画を変更した場合について準用する。

(地方債の特例等)

第11条の2 合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う次に掲げる事業又は基金の積立てのうち、当該市町村の合併に伴い特に必要と認められるものに要する経費(次項において「特定経費」という。)については、当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度に限り、地方財政法(昭和23年法律第109号)第5条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもつてその財源とすることができる。

- 一 合併市町村の一体性の速やかな確立を図るため又は均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業
 - 二 合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の統合整備事業
 - 三 合併市町村における地域住民の連帯の強化又は合併関係市町村の区域であつた区域における地域振興等のために地方自治法第241条の規定により設けられる基金の積立て
- 2 特定経費の財源に充てるために起こした地方債(当該地方債を財源として設置した施設に関する事業の経営に伴う収入を当該地方債の元利償還に充てることのできるものを除く。)で、総務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、当該合併市町村に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。
- 3 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が市町村建設計画を達成するために行う事業又は基金の積立てに要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該合併市町村又は当該合併市町村を包括する都道府県の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。